

議案第104号

北上市一般職の職員の給与条例及び北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の一部を改正する条例

(北上市一般職の職員の給与条例の一部改正)

第1条 北上市一般職の職員の給与条例(平成3年北上市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例(第34条を除く。)で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第19条の規定による手当を含む。第34条において同じ。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当をいう。</p> <p>(武力攻撃災害等派遣手当)</p> <p>第27条の3 [略]</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例(第34条を除く。)で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第19条の規定による手当を含む。第34条において同じ。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、<u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>をいう。</p> <p>(武力攻撃災害等派遣手当)</p> <p>第27条の3 [略]</p> <p><u>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)</u></p> <p><u>第27条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等対策の実</u></p>

<p>(技能職員等の給与の種類及び基準)</p> <p>第34条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能職員等」という。）（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当及び退職手当</u>とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</p>	<p><u>施のため派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>2 <u>第27条の2第2項の規定は、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について準用する。</u></p> <p>(技能職員等の給与の種類及び基準)</p> <p>第34条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能職員等」という。）（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当<u>及び寒冷地手当</u>とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の一部改正)

第2条 北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（平成3年北上市条例第163号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当</p>

、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。

(災害派遣手当)

第15条の2 [略]

、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。

(災害派遣手当)

第15条の2 [略]

(武力攻撃災害等派遣手当)

第15条の3 武力攻撃災害等派遣手当は、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第15条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

特定新型インフルエンザ等対策を実施することとなった場合に派遣される他の地方公共団体等の職員に対し、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給するほか、所要の改正をしようとするものである。